

母子福祉部会

【母子福祉部会とは】

都内 34 の母子生活支援施設と当事者団体である（財）東京都母子寡婦福祉協議会とで構成し、母子福祉の向上のために、情報交換や研修、調査、広報誌「ほほえみ」の発行等を行っている。

平成 25 年度は、毎年発行の広報誌「ほほえみ No.54」を作成し、「紀要第 6 号」と、隔年で実施している「東京都の母子生活支援施設実態調査」の報告書を発行した。

部会役員会では、東京都社会福祉協議会の「児童・女性福祉部会等活動助成事業」を活用して、関係機関等と協議の上、23 年度に構築した母子生活支援施設の「施設状況把握システム」（通称、ぼしナビ）の実施・稼働を進めた。また、部会広域利用推進委員会に於いて、昨年度に引続き、施設を広く地域に知ってもらうために、同じく「児童・女性福祉部会等活動助成事業」を活用して、地域重点事業（母子生活支援施設 PR 事業）として、母子福祉部会主催で、東京都の後援、世田谷区の協賛をいただき、第 3 回「母子生活支援施設紹介展示会」を世田谷区文化生活情報センターに於いて開催した。

【提言項目 1】

広域利用の促進に向けて－「施設状況把握システム」の活用への取り組み－

【現状と課題】

当部会として多年にわたり広域利用の推進を掲げて、取組んできた。夫等の暴力被害や追跡から逃れた母子の安全を確保するには、同一地区内の施設利用には限界がある。また、都内 34 の施設が地域的に偏在していることにより利用状況に差が生じ、広域利用への対応も地域により違いがある。都民に社会資源が有効に活用され、施設利用を必要とする母子の選択の幅を広げるため、利用者本位の視点から母子福祉の向上を願う母子福祉部会は、切実に広域利用の必要性を訴えてきたところである。

当部会では、平成 22 年度次世代育成支援東京都行動計画（後期）に基づき、「母子生活支援施設のあり方検討委員会」が設置され、これまでの課題を整理し、各市区支援担当者、関係機関との協議で一定の共通認識、一定の解決見通しを得られた結果、23 年度に東京都はじめ関係機関とさらなる協議を行い、空き室状況、支援内容等を把握できる、母子生活支援施設の「施設状況把握システム」（通称、ぼしナビ）を東京都社会福祉協議会ホームページ内に構築することが出来た。

24 年 4 月より試験稼働を経て、本格稼働を目標に東京都はじめ関係機関と協議を行っている。

【提言内容】

母子生活支援施設の「施設状況把握システム」（通称、ぼしナビ）が円滑に活用されることで、複雑な課題を抱えた母子世帯が、適切な援助・支援を受けたいと望んだときに、最適の援助・支援が行えるよう、また、居住地域内支援、広域支援を問わず最善の支援が提供できるよう関係機関間のさらなる連携強化が必要とされる。

【提言項目 2】

地域協働の促進に向けて

ー地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化ー

【現状と課題】

母子生活支援施設は、複雑で多様な課題を抱える母子への充実した支援や適切な援助に向けて、高い専門性と機能強化を求められてきた。

子どもに対しては、関係機関との緊密な連携のもと、DV・虐待の影響を考慮した自己肯定感の回復、信頼関係の回復、人間関係・親子関係、生活基盤の再構築。学習意欲への保障、支援である。

母親に対しては、生活支援、子育て支援、就労支援などの総合的な自立支援である。

また、虐待経験等により母親自身が「育ち未経験」母子の場合には、一緒に成長する体験を通しての援助や支援、母子分離世帯の再統合への支援がある。

施設利用世帯だけではなく、退所後の母子への支援・相談、地域で生活する母子世帯への支援。地域児童への学習支援、地域の母親への子育て支援等も必要である。

【提言内容】

- (1) 母子生活支援施設機能の施設からの情報発信と行政・地域住民、関係機関からの新たな要望・ニーズの掘り起こしが必要である。
- (2) 社会資源として、地域協働子育て支援拠点としての機能強化が必要である。
- (3) 地域相互防災協力関係の構築が必要である。
- (4) 母と子の権利擁護の観点から最低基準を下回らない職員配置の保障が必要である。
- (5) DV、虐待から避難してきた利用者への安全・安心のさらなる保障が必要である。

【提言項目 3】

最低基準改正をめぐる動向ー児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ー

【現状と課題】

母子生活支援施設は戦前に創設され、「母子寮」の名称で主に戦争未亡人世帯への低所得対策・住宅対策としての機能を担ってきた。平成9年の児童福祉法改正により保護と生活支援を目的とする施設として位置付けられ、現在の「母子生活支援施設」に改称された。12年の社会福祉基礎構造改革による施設に求められる機能を充足し、その後も質的变化が求められてきた。これを確保すべく平成23年度には、母子室を従来の1人につき3.3㎡から、1世帯1室以上で30㎡以上、調理設備・浴室・便所完備とする施設最低基準を設置することで施設環境の充実を図った。また、DVを含めた複雑で多様な課題を抱える母子への支援に対応すべく、平成24年度より母子支援員の1名増員と被虐待児個別対応職員の常勤化がなされた。

【提言内容】

- (1) 安心・安全で良質な成育環境整備の為に、老朽化した施設の改修等を推進する。
- (2) 今後も複雑で多様な課題を抱える母子への支援に対応すべく少年指導員の増員や心理職員の配置義務化を求め最低基準の見直しを図る。
- (3) 母子双方に異なった心理士が担当出来るよう心理療法担当職員の複数配置を要望する。
- (4) 施設職員が同行支援するための経費や、学童の学習支援のための経費を要望する。